

# 11 公益社団法人みやぎ被害者支援センター

## 1 基本情報

所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号			代表者	理事長 三輪 佳久		
電話	022-301-7840	ファックス	左記同	ホームページ	http://www.miyagivsc.jp/		
設立	平成12年4月27日	改革分類	自立支援団体	県担当課	環境生活部 共同参画社会推進課		
出資等の状況	第1位	- ( - )	第2位	- ( - )	第3位	- ( - )	
	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	その他	- ( - ) 千円	
設立目的(定款等)	事件・事故、災害、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって犯罪被害者等の被害回復及び軽減に資することを目的とする。					出資等総額	0 千円 ( 0.0% )

## 2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度		
事業1	性暴力被害相談事業	8,841	8,224	9,231	性暴力被害に遭われた方及びその家族等からの電話相談及びこれに付随した医療機関や弁護士相談等への付添い支援	
	全体事業に占める割合	29.4%	29.4%	35.6%		
事業2	その他の相談事業	21,260	19,766	16,682	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第2項に規定する事業等	
	全体事業に占める割合	70.6%	70.6%	64.4%		
事業3						
	全体事業に占める割合					
その他の事業						
	全体事業に占める割合					
全体事業費		30,101	27,990	25,913	指定管理者	-
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%		

## 3 評価

### (1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項に基づき、宮城県公安委員会から早期援助団体の指定を受けた公益法人であり、また、宮城県から性暴力被害相談事業の委託を受け、宮城県、宮城県警察、宮城県産婦人科医会及び当センターの4者で性暴力被害者やその家族等に対する支援活動の協定を締結するなど、犯罪被害者及び性暴力被害者等に対する支援活動を行っており、社会的要請が強く、団体の設立目的の必要性や活動の有効性は非常に高い。	宮城県公安委員会から早期援助団体の指定を受けた公益法人であり、犯罪被害者等の相談に当たっている団体である。(公社)みやぎ被害者支援センター、宮城県、宮城県警察及び宮城県産婦人科医会の4者で締結した性暴力被害者やその家族等に対する支援活動の協定に基づき、宮城県から性暴力被害相談事業の委託を受け運営を行っている。犯罪被害者等に寄り添った支援を行い、信頼される団体になることが期待される。

### (2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
電話相談や付添い支援等の支援活動は相談者のニーズに適切に対応し同活動に対する苦情は皆無であるなど、当センターの存在に対する社会的要請に応えた。令和2年度は、年度始めからの新型コロナウイルスによる感染症の拡大の影響により、事業を一部中止を余儀なくされたが、中止となった事業の代替として街頭キャンペーンの実施やバス広告システム活用の広報活動等を行い、広く県民への周知を図る対策もしっかりと実施した。	犯罪被害者等からの相談や付添い事業の対応件数は減少したものの、相談者に寄り添った支援を行いその役割をしっかりと担った。一方で潜在的な被害者が存在することが考えられるので、センターの周知を進めるとともに、引き続き支援の充実を図っていく必要がある。また、早期援助団体の指定に基づく警察からの情報提供のあった相談に対しても適切に対応し、犯罪被害者等の早期回復に寄っており、犯罪被害者等の総合相談窓口として、その重要性は増している。

### (3) 団体に対する総合評価(令和2年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	事業活動について、適時適切にホームページへ掲載することに努めるとともに、ホームページを見やすく整備し、透明性の確保に努めた。また、信頼性を高めるため、個人情報保護規程を定め、情報公開と整合性を図るために情報管理規程の一部改正を行った。	事業活動について適時に情報発信するとともに、個人情報保護規程について整備を進めるなど、透明性や信頼性の確保に努めたことについて評価できる。更に組織運営の健全性へ向けて、組織統制に関する規程等の整備を進めることを期待したい。	A
ロ 財務の健全性 ※1	安定的財源確立のため、戦略的に会員の獲得対策を推進した。公認会計士等による内部監査を受けるほか、必要に応じ、業務指導を受けた。また、助成を受けている日本財団からの監査においても指摘事項は受けていない。旅費や講師等への謝金の一層の明確性を図るため、旅費及び謝金規程並びに職員等給与規程の一部改正を行った。	会費収入の確保に努めたこと及び公認会計士の適宜の業務指導を受けるなど、財務の健全化へ向けた取組について評価できる。一般正味財産増減額がプラスとなったが、引き続き中長期を見据えた安定的な経営の努力を要する。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	職員及び相談員によるコンプライアンスに対する意識の浸透が図られ、信用失墜事例は認められず、苦情も皆無であった。新規会員の獲得が19法人、95名と前年度と比べ大幅な増加となった。経常収益が前年度を上回り、当期経常増減額も増加に転じた。今後は、経営安定のため中長期的計画の策定を検討する。また、相談体制充実のため、国が設置するコールセンターとの連携や多様な相談手段の提供について検討を行っていきたい。	犯罪行為により被害を受けた方々への各種の支援及び被害の早期軽減を図るために、犯罪被害者相談窓口としての重要性は高く、透明性や信頼性が求められる。財務の安定を図りながら、信頼の得られる組織運営、相談体制の充実及びセンターの周知が図られるよう引き続き必要な助言を行っていく。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
貸借対照表	資産合計	14,486	11,705	13,055	1,350
	流動資産	3,098	4,506	6,125	1,619
	固定資産	11,388	7,199	6,930	△ 269
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	2,275	2,171	106	△ 2,065
	流動負債	2,275	2,171	106	△ 2,065
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	12,212	9,534	12,949	3,415
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	12,212	9,534	12,949	3,415	
正味財産増減計算書	経常収益	29,980	28,048	29,324	1,276
	うち事業収益	11,593	10,304	11,311	1,007
	経常費用	32,122	30,726	27,909	△ 2,817
	うち管理費	2,021	2,736	1,996	△ 740
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,142	△ 2,678	1,415	4,093
	当期経常増減額	△ 2,142	△ 2,678	1,415	4,093
	経常外収益	0	0	2,000	2,000
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	2,000	2,000
	当期一般正味財産増減額	△ 2,142	△ 2,678	3,415	6,093
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	△ 2,142	△ 2,678	3,415	6,093	
県の財政的関与	補助金	3,600	3,600	3,600	0
	委託金 ※2	8,841	8,224	9,231	1,007
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	12,441	11,824	12,831	1,007
	総収入 ※3	29,980	28,048	31,324	3,276
	総収入に対する補助金等割合	41.5%	42.2%	41.0%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。  
（なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	84.3%	81.5%	99.2%	17.7%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	136.2%	207.6%	577.83%	5570.7%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-7.1%	-9.5%	4.8%	14.3%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	6.7%	9.8%	6.8%	-3.0%

6 組織・役職員の状況

役職員の人数		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	1 ( 1 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	16 ( 2 )	16 ( 2 )	16 ( 2 )	平均年齢	1名のため非公開
職員	常勤職員 (※4)	4	4	4	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
	プロパー職員	1	1	1	常勤職員(プロパー)	
	県OB	3	3	3	平均年齢	1名のため非公開
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
	その他の派遣職員	0	0	0		
上記以外の職員(※5)	21	21	21			
障害者雇用の状況 (※6)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %
					不足数	-

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員（県以外の自治体、民間企業等）を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の数値を掲載しているもの。（法定雇用率が課せられている団体のみ記載）

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

## 1 1 公益社団法人みやぎ被害者支援センター

### ＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	□
			決裁規程	□
			給与規程	■
			退職手当規程	□
施設等の管理規程	□			
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□			
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組みを行っている。（取組内容： ）（1点）	□			
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理事務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	<input type="checkbox"/>	
			役員等名簿	<input checked="" type="checkbox"/>	
			事業計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	
			収支予算書（収支計画）	<input checked="" type="checkbox"/>	
			事業（営業）報告書	<input checked="" type="checkbox"/>	
			収支計算書	<input type="checkbox"/>	
			貸借対照表	<input checked="" type="checkbox"/>	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	<input checked="" type="checkbox"/>	
財産目録	<input checked="" type="checkbox"/>				
キャッシュフロー計算書（作成している場合）	<input type="checkbox"/>				
役員の報酬・退職金に関する規定	<input type="checkbox"/>				
<b>合計（10点満点）</b>				8	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
事業活動について、適時適切にホームページへ掲載することに努めるとともに、ホームページを見やすく整備し、透明性の確保に努めた。また、信頼性を高めるため、個人情報保護規程を定め、情報公開と整合性を図るために情報管理規程の一部改正を行った。	事業活動について適時に情報発信するとともに、個人情報保護規程について整備を進めるなど、透明性や信頼性の確保に努めたことについて評価できる。更に組織運営の健全性へ向けて、組織統制に関する規程等の整備を進めることを期待したい。	A

＜参考指標＞
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

## 1 1 公益社団法人みやぎ被害者支援センター

### <財務の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と 収支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。  収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	3
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	②正味財産比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の 適正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価		
4	補助金等依存の抑制	総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
			②①又は③以外	1	
			③対前期減少幅が2期連続2%以上, 又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】	借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
			②当期≤前期, 又は当期≤前々期	1	
			③当期≤前期≤前々期, 又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
			②累積なし	2	
<b>合計 (13点満点)</b>					11

団体による自己評価 (概況, 今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
安定的財源確立のため, 戦略的に会員の獲得対策を推進した。公認会計士等による内部監査を受けるほか, 必要に応じ, 業務指導を受けた。また, 助成を受けている日本財団からの監査においても指摘事項は受けていない。旅費や講師等への謝金の一層の明確性を図るため, 旅費及び謝金規程並びに職員等給与規程の一部改正を行った。	会費収入の確保に努めたこと及び公認会計士の適宜の業務指導を受けるなど, 財務の健全化へ向けた取組について評価できる。一般正味財産増減額がプラスとなったが, 引き続き中長期を見据えた安定的な経営の努力を要する。	A

＜参考指標＞
合計点が 11～13点の場合：A (概ね良好) 7～10点の場合：B (改善の余地あり) 3～6点の場合：C (改善措置が必要) 0～2点の場合：D (大いに改善措置が必要)